

あるかといふ議題に付審議を爲ることに協議一定し、在東京英獨佛其の他關係國代表者より夫々明治十四年十二月七日（一八八一年）以降井上外務卿宛公文を以て右條約改正豫議會（The Conjoint Preliminary Negotiation）に對し日本政府が委員を派遣する様に提議し來つたのである。井上外務卿は同十二月二十八日迄に公文を以て夫々之に快諾を與へた。

其の後暫らく英國公使パークス氏の着任を俟ち、愈々翌十五年一月二十五日を以て右條約改正豫議會第一回會議の開催を見るに至り、同會議の席上全會一致を以て井上外務卿を以て其の議長と選任した。

されば右明治十五年條約改正豫議會の形式は條約改正の爲め日本政府が召集した關係列國間の會議ではなく、却て關係列國が安政諸條約に對し過去の實驗に照らし必要な改正如何を審議する爲め東京にて關係列國代表者間の豫備會議を開催することとなり、右豫備會議に日本代表の参加をも求めたものである。尤も事實問題としては該豫議會は安政諸條約改正の爲め前記明治十三年七月六日付日本政府の要請により開催せられたもので、其の會議事項は明治二年締結の日壤條約を基礎とすることに決定したが、井上外務卿としては右明治十三年七月六日日本政府提出の條約改正案の貫徹を腹中に置き議を進めたものである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第二卷一文書以下

2345678910 夫々同右一八、二七四、三五、九四、一二、六四、三四五、四九、五四附屬文書

第二節 井上條約改正豫議會の經過

外務卿上申 前述の如く條約改正豫備會議開催は各國との内交渉により一應繼まるべきこと、明治十四年十月四日付英國外務大臣グランヰル卿より森公使宛公信を以て判然するに至つたから、井上外務卿は一方在本邦英國代表者等

と右豫議會開催に關する準備を整へると共に、他方同年十月二十日付三條太政大臣宛上申を以て從來に於ける條約改正交渉顛末の報告を兼ね右豫議會開催に關し廟議の決定及結約に關する全權委任狀の下付を請うた。右上申中には「英國政府に於ては我よりの提案を開談の基礎とすることを拒絶し、安政五年の日英條約第二十二條の趣旨を實驗上必要な修正をなさんとするに止まるも、海關稅目に付ては精々當方の企望する所に適合する様考量せんとするものの如く、之に反し獨逸政府は行政權に關しても幾分我請求に應ぜんと意向あり、依て結局今次の改正に於ては右協定關稅引上げの外、法權に付ては當方に於て姑く一步を譲り行政規則限界以内と雖も我法律に照し彼の領事裁判所に於て處罰する方法を以て結約する方捷徑なりと思考する」旨を述べたが、（註第一節森公使宛訓令第三策參照）右上申に關し十月二十日御前會議あり、明治十五年一月十一日付を以て廟議の承認を得るに至つた²。

豫議會經過 條約改正豫議會は愈々明治十五年一月二十五日より東京外務省に於て井上外務卿議長の下に開催、佛獨壤露の諸公使及英伊蘭西の代理公使之に参加し、後英國公使は第二回會議（二月一日）より、白耳義公使代理は第三回會議（二月二日）より、又米國公使は第八回會議（三月二十三日）より出席するに至つた。（註日米間ニハ既ニ寺島外務卿時代ニ新條約締結サレテ居ルカラ米公使ハ最初此會議ニ加ツテ居ナカッタ）而して會議の正式議題としては既述の如く明治二年十月十八日調印の日壤修好通商航海條約を基礎とし、之に實驗上よりして必要とする修正事項を各國委員間に議定し、其の纏つたものに付之を基礎として日本に於て關係列國との間に別々に改正條約を調印するにあつた。而して二月二日開催第三回會議に於て議題を取り纏めて左記十三部に分割することを議決し、第四回會議以後に於ては議題第一以下の審議に移ることとした。

第一 領事特權

第二 民事裁判權

第三 刑事裁判權

第四 行政規則

第五 開港場居留規則及借地方法、附宗教

第六 海關稅則貿易上の諸件

第七 沿海貿易

第八 燈臺港埠及船稅

第九 最惠國條款

第十 外國船雇日本水夫

第十一 難波船條約

第十二 局外中立

第十三 締結期限

裁判管轄權問題論議 右第一領事特權に付ては次の件を議決した。

(イ) 商業兼帶の領事は裁判權を有しない

(ロ) 商業兼帶領事は、正式領事の如く内地旅行の特典を有しない

(ハ) 領事は駐在地に於てのみ職務を執行し得

(ニ) 領事は一ヶ月間に限り代理を任命し其職務を執行せしむることを得

議題第二第三民刑事裁判權の問題に入るや、本邦提案

(イ) 禁錮三ヶ月罰金五百圓以下の處罰の伴ふべき警察に關する事件

(ロ) 二圓以下の罰金を課すべき一切の違警罪

(ハ) 税關、港則の違反に關する一切の處罰權

右法權を日本裁判所の管轄となすへき要求に對し、果然外國側より大反對が起つた。就中會議に於て最も勢力のあつた英國公使パークス Sir Harry S. Parkes は論駁して

「日本政府の希望するが如き法權の回復は如何なる範圍に於ても日本在留英國人の悦ばざるところなるが故に、英國政府に於て或程度迄既に同意を表せる地方行政規則の英國臣民に對する適用に付ては最少限度に之を止めたし。尤も日本政府の欲する關稅引上げの要求に付ては寺島外相時代よりの經緯もあり、又事實關稅の引上げにより日本財政の安固を齎らし以て金紙の開きを減少せしむるは彼我貿易上有利なる結果を來たすものなるにより、相當程度迄ならば之に同意を與ふるに異存なきところである。但し無償に關稅引上げを日本政府に許與するは策の得たるものに非ざるを以て之が對償として日本政府は、

舊五港の外更に二、三の開港開市を約すること。

旅券制度を擴張し外國人旅行の範圍を自由ならしむること。

日本に於て日本商社が會所等を組織し取引上外國商人に不利を與ふるものあるに付之を取締ること。
等の條件を同意するを要する」との意向を示した。

右英國公使の態度に對しては列國之に響應するの形勢で、獨逸アイゼンデッヘル K. von Eisendecher 公使も強ひて日本の主張を支持し會議を危殆ならしめるよりは相當程度の所で會議を纏めることが却て日本の爲め有利であるとした様であつた。米國ビンガム公使 John A. Bingham は「日本の國權回復に對し出來得る丈けの同情的態度を示すべし」との本國政府よりの訓令もあり、又既に寺島外務卿時代明治十一年七月二十五日の日米條約により日本に

對し關稅自主權を承認せる立場上よりしても、關稅問題に付ては一層寛大な今回の井上外務卿の提案に付ては異議なき筈と考へられたのであつたが、事實は之を裏切つた。「米國主産品たる石油に對し日本提案に於て從價二割の基礎率を課するは、主として英國産品たる綿布等に對し從價一割を課するに比し權衡を得ない」と強硬に主張した。井上外務卿は「石油の性質上又種油の價格との權衡上、石油の關稅を綿布並に引下ぐるを得ないとし、若し強ひて米國政府に於て之を主張するならば米國側に於ても互惠的に例へば本邦産絹布、漆器類に對し米國關稅率を引下げるが當然である」と述べたのは注意を要するところである。尤も會議の席上に於て米國公使は外國側より日本の好まない各種の新要求をなすことの不可なるを唱道し、諸外國とは非妥協的言議に出たので他の外國殊に佛國公使等の反感を惹起し會議をして危局に陥らしめる虞さへ生じたので、井上外務卿より竊に注意した如き状態であつた。

尙列國公使に於て日本提案に反對する所以は「日本に於ては重要法制は未だ編纂せられたものがないから外國人は如何なる日本の法律に服從して宜いのか不明である。又假に法規を泰西諸國の夫れに倣うて之を編纂公布するとしても日本に於ける裁判所の組織不完全であるばかりでなく裁判官には到底之を運用して適當な判決を下し得るものがない」と云ふに在つた。井上外務卿は日本政府に於ては銳意世界最新式の法制に則つた法律を編纂公布するの準備ありとし、現にボアソナード等に委嘱し編成した刑法及治罪法は明治十三年七月に之を公布し、明治十五年一月一日より實施して居るが、右は最新式の佛國法制に則つたもので列國に於て苦情の餘地なきものに屬し、佛伊兩政府當局の如きは其の條文を検して讚辭を惜しまなかつたと説明した。其の他裁判所構成法、民法、商法編成方を囑託中なることを告げ、又裁判官の不慣れを救済する爲めには數名外國人裁判官を日本裁判所に聘用し、改正修好條約案による外國人關係の裁判に關與せしめるの内意をも傳へた。而して列國政府は是等條約案を承諾する上は之れか對償としては英國政府等の希望を尊重し

新たに二、三の海港を立寄港 Accessible ports の名義にて外國人及外國船舶の居住通商の爲め開放すること。内地旅行に要する旅券の範圍を擴張すること。竝に或年限を限り不開港場間に傭船の形式を以て外國船に對し沿岸貿易を許與するの覺悟なること、尤も是等新たに外國政府の獲得する特權を利用する外國人は、改正條約の規定するところに従ひ日本裁判所の管轄に屬せねばならぬことを明かにした。

以上の如き井上外務卿の提案に對し、日本案に同情を有する獨逸委員等に於ても、外國人の裁判事件を日本提案の如く一般人民間に關する刑事事件（即ち領事裁判に残留せしむべきもの）と所在地官衙に關する刑事事件（即ち日本裁判所の管轄に屬するに至るべき所謂警察行政に關する事件）とに區別すること困難なる場合生ずべしとして、日本提案を其の儘承認することを肯じなかつた。

内地開放論議と開放細目案 依て井上外務卿は明治十五年二月十六日開催の第六回會議以後法權問題に關する審議停頓するや、既に明治十三年十月二十六日付を以て廟議決定を得て居た根本方針に基き

「第一全く我民法刑法に服從すれば外人の爲めに全國を開くこと。

第二我行政諸規則に服從し其の警察規則中違警罪に係る罪犯及民法上に係る案件に付て都て我裁判に服從するに於ては内地通商を許すこと」

に付改めて上裁を請うた。之には山田司法卿、井上（毅）參事院議官等より異議があつたが井上外務卿は辭表を呈する迄の強硬な態度に出たので、三條太政大臣は前寺島外務卿の意見に徴し其支持に俟つて、明治十五年三月十一日關係諸卿を其邸に會して懇談を盡した後、井上外務卿は辭意を思ひ止り山田司法卿も異議を撤回した。斯くて井上外務卿は明治十五年四月五日第九回會議の席上容を正して「本邦法權に服從する外國人に對しては全然内地を開放すべき」

趣旨の宣言を爲すところあり、次いで六月一日の會議に於て右宣言を具體化する細目案を提出し會議に對し一轉回を開くところあつた。右細目案に依れば

- (1) 日本政府は改正條約實施後五ヶ年を準備期間として内地を開放すべく、
- (2) 爾後外國人は日本の法律裁判權に服従するを條件として國內何地に於ても自由に旅行、居住し又動産不動産を所有し日本人と同一の振合を以て貿易其の他の職業に従事し得べく、

(3) 同時に現行居留地を廢止し之を日本市府に編入すべく、

而して右内地開放後外國人に對する法律の制定及施行に關し特別の保證を附與する爲め

- (4) 日本の法律規則を全く西洋現時の法理に従ひ完備せしむる爲め少くとも一の歐文に正譯し之を頒布すべきこと。

(5) 日本裁判所に適當なる資格と經驗ある外國判事を任用し其地位の獨立を保證すること。

- (6) 外國人被告たる事件は外國判事を多數とし内外判事二名にて法廷を開く場合は外國判事に可否の權を有せしむべきこと。

(7) 東京、大阪、長崎、函館の控訴裁判所に外國判事各二名を、大審院に外國判事三名及必要なる補缺員を置くべく又横濱、神戸兩港の始審裁判所及治安裁判所には外國判事各一名を置くこと。

(8) 金額百圓以上の訴訟は直接控訴院に上訴するの特典外國原告人に享有せしむること。

(9) 外國人違警罪以上の刑事事件は直接控訴院に於て審斷せしむべきこと。

(10) 本邦政府に於て陪審制度採用の場合には陪審官の一部を外國人を以て充つること。

(11) 總て裁判所の審判は公開すべきこと。

(12) 常に適能の通辨官を備ふべきこと。

(13) 代言人の撰任に付き特典を外國人に與ふること。

(14) 外國人の死刑罪に付ては一時特別の方法を設くること。

(15) 禁獄に處せられたる外國人の取扱ひに付ても同斷なるべきこと。

を約し、更に外國人の民事裁判に付き

(16) 同國籍外國人間の事件は本人等の意に任せ其所屬領事裁判所に上訴し得べきこと。

(17) 日本民法中身分に關する部分は之を外國人に適用せざることを。

(18) 外國人に對し宗教信仰の自由を充分保證すること。

(19) 課税の關する國民待遇の除外例として非常臨時の負擔は之を外國人に免ずること、又外國人をして舊居留地の取締りに付發議するを得せしむること。

をも約するに在つた。而して前記五ヶ年準備期間中に於ては、外國人を原則として安政條約による特權を保有せしめると共に

(20) 通商の爲め外國人の國內旅行の權利を許すこと、

(21) 現居留地區域を擴張し右擴張區域内に於ては外國人をして不動産を所有せしむべきこと、の對價として

(22) 外國人は居留地内外に於て内國人と等しき諸課税を納付すべく、

(23) (1)及(2)の地域に於て外國人の犯せる輕罪、竝に居留地内外に於て犯せる一切の違警罪、日本人の關係せる民商事件及不動産に關する事件竝に行政規則違反は一切日本裁判所に於て管轄せしむること。

と云ふに在つた。

然るに右井上外務卿の内地開放に關する劃期的提案に對し、列國委員は井上外務卿が會議上の駁引上爲したものと
して餘り重視しなかつた。「單に會議議事事項以外なるが故に之を本國政府に取次ぐべし」と云ふに止まつたが、其の
後に於ける條約改正交渉の經過を見るに、右明治十五年四月五日の内地開放に關する宣言及其細目案は爾後本邦條約
改正交渉に關し一轉機を劃するものとなつて、爾來列國は本邦に對しては他の亞細亞諸國に對するとは態度を異に
し、以て本邦の治外法權撤廢、關稅自主權回復の要求を主義として容認しない譯には行かなくなつた。而して右本邦
の法權に服従する外國人に對し内地開放の利益を與ふるに付ては

(1) 外國政府と本邦との改正條約の明文により之を許すこととするか、

(2) 又は右改正條約の締結を待たず當該外國人自己の發意により、所屬國政府の許可を得て本邦の法權に服従する
條件の下に内地開放の利益を享受することとするか、

の二方式ある次第であるが、結局明治十九年五月一日より開催の條約改正會議に於ては兩者の方式を併用する案が議
せられることとなつた。

協定輸入税目案 次に議題第六通商航海に關する事項に付ては列國委員共好意的態度を示し、明治十三年二月三日井
上外務卿提出の從價稅案を其の儘協定稅率基礎案として論議に入ることと異議なかつた。尤も國別内交渉の際英佛獨
政府等一般に右本邦提案は餘りに高率の引上げであるとの説多かつた爲、關稅收入及平均稅率に於て大差ない様にし
て最高稅率三割を二割五分に引下げ、其代りに無稅品を極度に減少し之を從價三分又は五分稅品に引上げる方針の下
に、新たに關稅定率法に代るべき、廣汎な協定輸入稅目案を編成した。井上外務卿は之を明治十五年三月十六日の會
議に提出した。右協定輸入稅目案は明治九年七月一日より同十四年六月三十日に終る五會計年間各港稅關輸入價額平
均原價より算出したものを基礎として、稅目の分類も亦一層科學的のものとした。即ち新たに提出した協定輸入稅目

案は

- 第一類 飲食物 (一一一四)、
- 第二類 骨、羽、毛蹄、角牙、皮革 (二五—四三)、
- 第三類 書籍其ノ他ノ文具 (四四—五八)、
- 第四類 時計其ノ他諸機械器具 (四九—八五)、
- 第五類 衣服及附屬品 (八六—一〇〇)、
- 第六類 藥材及製藥 (一〇一—一七四)、
- 第七類 染料及彩料 (一七五—一九八)、
- 第八類 玻璃及玻璃器 (一九九—二〇三)、
- 第九類 穀物及種子 (二〇四—二一〇)、
- 第十類 金屬及金屬製品 (二一一—二二二)、
- 第十一類 油臘 (二七三—二八三)、
- 第十二類 砂糖及糖蜜 (二八四—二八七)、
- 第十三類 織物、糸類及其材料 (二八八—三五七)、
- 第十四類 烟草 (三五八—三六一)、
- 第十五類 酒 (三六二—三七七)、
- 第十六類 雜貨 (三七八—四七九)、
- 第十七類 禁制品 (四八〇—四八三)、
- 第十八類 制限品 (四八四—四八五)、

に類別し、其の明治十三年の表に比較して類別に付き二を増し稅番數も三九九より四八五に細分せられるに至つた。

品目に付て言へば無稅品は九二であつたものが僅に七稅番（金銀、白金、貨幣、雛形類、貨物の見本、看板及廣告紙、旅具）に減じ、之に反し從價五分稅品は五四より二〇一に從價一割稅品は三〇より七七に、從價一割五分稅品は二二より四九に、從價二割稅品は四三より六一に、從價二割五分稅品は二四より四五に増加し更に其中間に從價三分稅品三、從價七分五厘稅品一二、從價一割二分五厘稅品二四を設け外に禁制品四、制限品二を包含して居る。

稅目案作成專門委員會 然るに右本邦提出の協定稅目案の檢討に入るや各國委員より高率に過ぎるとの反對論出で殆ど拾收出來なくなつた。又各國委員の説を容れるときは關稅收入は僅かに三百萬圓に減少する見込となり協定の意義を失ふ状態となつたから折衷拾捨適當案作成方を日英獨三國專門委員の特別會議に委任することとなつた。右特別委員は五月四日第十一回會議に其の成案を報告するところあり、五月十一日開催の第十二回會議に於て井上外務卿より之に同意の旨言明した。右成案に於ては稅率の最高限を更に從價二割五分より二割に、平均稅率一割二分を一割乃至一割一分平均に引下げ關稅收入豫定額四百萬圓を三百三十萬圓（諸雜收入を合算すれば約三百五十七萬圓）に削減したものである。

其の結果同修正案に於ては無稅品一八（禽獸、魚鼈、地圖書籍、生菜、鮮獸肉、ガンニ一袋及クロース、氷、苗木、鉛等を加ふ）、三分稅品一（船舶）、五分稅品一五（石炭、線綿、豆類、米、農工匠具類、機械類、塊鐵（ピッグ・インゴット）、卵、木材、電線、羊毛等を含む）、七分五厘稅品一二（鐵條竿等）、八分稅品四一（綿織糸、藥材、窓玻璃、毛織糸等）、一割稅品二五三、從價一割二分五厘稅品二（シャンパン、珊瑚）、一割五分稅品一四（石油、天鵝絨、絹布、毛皮、鼈甲等を含む）、二割稅品二八（琥珀、獵銃、ガソリン、ブランドイ、各種リキュール、ウイスキー、砂糖、懷中時計（金の）を含む）と云ふが如き大輕減を受くるに至つた。

然るに右專門委員會の決定に對しても米國委員より石油一割五分は英國産品たる綿糸八分綿織物一割に比し權衡を得ないから引下げ方を主張した。又佛國委員は六月八日の會議に於て、日本委員より現行の輸出稅目を變更するの意なきを言明したるに對し、輸入稅引上げ（葡萄酒、薰香類等一般佛國よりの主要輸入品の稅率高きに過ぐ）の對償として生糸、絹物の輸出稅廢止を明約するを要すと主張した。伊國委員は其の唯一主産物たる珊瑚が從價一割二分五厘、油繪一割五分の稅率を受くるは不都合なりと唱へ、西班牙委員が砂糖が從價二割の最高稅を受くるに異議を申出た。會議に於ては各國委員が各特殊の事情を指摘し修正を求めるときは果てしないとの理由により（米國委員のみの留保により）之を承認することとなり之が採用を本國政府に勸告することとなつた。而して右豫議會に於て議決した從價協定稅率案を從量稅に換算する爲め日英獨蘭四國委員に依託した。

其他豫議事項 其の他豫議會に於て審議せられた重要事項は議題

第七 沿海貿易、

第八 燈臺稅、港、船舶稅、

第九 最惠國條款、

第十三 新條約期限

等の諸問題であるが、第七の問題に付ては新通商航海條約實施後五ヶ年を限り我國人が外國船舶を賃借し不開港場間の貨物を運送することを許すべきを定め、第八に付ては安政條約の規定によれば、外國船は其噸數の大小に拘らず入港の際十五弗、出港の際七弗の手數料を納付するを以て足り、之が爲め一ヶ年に於ける總收入僅かに一萬四千圓に過ぎない。而も本邦に於て從來燈臺等の建設等に要した總金額四百二十六萬圓に及んだ如き次第であつたから、新條約に於ては一般歐米諸國に於ける如く噸稅制度に改め年收入十七萬六千圓を得べき案を決議するところあつた。第九最

惠國條款の適用に付ては前記獨逸政府の提議通り一八八〇年獨清追加條約の規定に準じ、其適用の範圍を通商航海に關する事項に限定すると共に無條件主義を採用することとした。最後に第十三條約期限に付ては井上外務卿は之が效力を十年又は十二年に限定し其後は一方的通告を以て廢棄し得べき案を主張したが、英國委員等は容易に之を肯ぜず右期限は安政條約同様單に修正し得べきものとすることを欲した。

以上述べ來つた如く豫議會の審議は多岐に互り各委員の樽俎折衝歸結するところを知らぬ有様であつたから、井上外務卿に於ては一先つ協定を経たる日本案を以て會議の決議とし、異議のあるところは之を各本國に移牒して更に本國の容認を請訓する様希望した。かくて本國政府の訓令を俟つて新しく會議を開くこととし右豫議會は同年七月二十七日第十六回會議を以て一時閉會するに至つた。

註1 條約改正關係大日本外交文書別卷會議錄參照

2 同右第二卷五三文書

3 同右九四文書以下

第三節 明治十九年井上條約改正會議に至る經過

英政府の第一章 豫議會閉會後井上外務卿は早速右會議錄を在外本邦各代表者に送付すると共に會議の成果及日本の新提案たる内地開放案に對し列國政府の意向を打診せしめた。然るに歐洲の列國は其の最も利害關係の深い英國の態度に倣はうとして何等の意見を發表しなかつた。英國政府に於ては依然としてパークス公使の意見を尊重し、治外法權の撤廢は之を他日に譲り、今回は通商關稅事項に關してのみ日本に讓歩すべく、而も右讓歩の對償としては當初の方針通り二、三ヶ所の立寄港の開設、傭船の形式による外國船に對する沿岸貿易の許與、旅券制度の擴張等を求

むべきことに決定した。而して此の意味に於て列國の意見を纏める爲め明治十六年五月一日歐洲の關係列國政府に對し同章を送付するところあつた。右英國の同章には日本との新通商航海條約中に於ては一般文明國諸國間に於ける條約の如く廢棄條項を挿入することを不可とし、新通商航海條約は八ヶ年又は十ヶ年の效力を有し、而して兩締約國は右八ヶ年又は十ヶ年後に於て安政諸條約の例に倣ひ修正交渉の權利を有するのみとした。蓋し日本の提案の如く廢棄條項を設けることは支那、土耳其等東洋諸國との條約に對し影響するが故に日本に對してのみ同意を與へることは當を得ないとしたものの様である¹。更にパークスは右一定期限後に日本に對し完全な關稅自主權を與へることは日本に於て近々發布せられる憲法の實施後に至つて強硬な民論に左右せられて再び外國との通商を閉鎖するに至るやも保せられぬとの意見を述べた。之は益々通商航海條約中の廢棄條項挿入に對する英國政府の反對熱を煽つたものと思はれる²。

之より先、在英森公使は英國政府の此の如き誠意なき態度に對し屢々英國外務大臣グランヴィル侯の注意を喚起したが其の效なきものと認められた³。

獨逸の斡旋 茲に於て井上外務卿は再び獨逸政府の好意に依るべき覺悟をなし、在獨青木公使に訓令して獨逸政府の好意的周旋を依頼せしめた。獨逸政府に於ては、英國政府が他の亞細亞諸國に及ぼす影響を慮り日本に對し一定期間後無條件條約廢棄を許すの先例を示すことに反對するは無理からぬことなりとし、明治十六年四月十一日に至り折衷的意见を提議して來た。即ち日本は八ヶ年又は十ヶ年後に協定稅目其の他通商條約規定を廢棄し得べきものとすると同時に、日本に於て右廢棄條項行使の場合には全國を外國人の居住通商企業の爲め開放し居るべきことを條件とすべく、又最惠國條款は日本提案による如き有條件主義は到底同意し得ないが、一八八〇年三月三十一日（光緒六年）獨清間締結の追加條約第一條末項に於けるか如く、其適用に付規則遵由を明かにすることには異議なしとした⁴。